

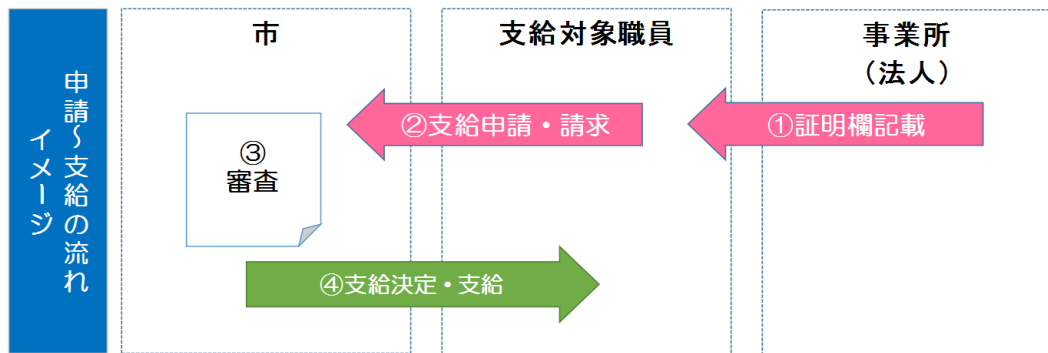
令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者 キャリアアップ促進給付金

大津市内の障害福祉サービス事業所等で働きながら資格を取得した人や研修を修了された人への報償として給付金を支給します。

報償を掲げることで事業所内での資格取得を促進し、障害福祉サービス事業所等の職員のキャリアアップに対する機運の向上を図るとともに、当該職員が資格取得や研修修了後も有資格者等として継続勤務することで、障害福祉サービス事業所等における人材定着による障害福祉人材確保を支援します。

対象者	<p>1. 大津市内の障害福祉サービス事業所等に勤務しながら第38回介護福祉士国家試験に合格し、資格登録日以降に、大津市内の障害福祉サービス事業所等に継続して6か月以上就労している方が対象です。ただし、次の各号に該当する方は対象外です。</p> <p>(1) 勤務する障害福祉サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く。）</p> <p>(2) 令和8年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>(3) 申請時に退職が予定されている者</p> <p>2. ガイドヘルパーの研修（同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動支援従業者養成研修、行動援護従業者養成研修）を修了後、大津市内の障害福祉サービス事業所等において、ヘルパーとして継続して6か月以上就労している方が対象です。ただし、次の各号に該当する方は対象外です。</p> <p>(1) 令和7年9月以前に研修を修了した者</p> <p>(2) 給付金の支給対象資格を取得するために研修を修了し、既に令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>(3) 令和8年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>(4) 申請時に退職が予定されている者</p> <p>3. 大津市内の障害福祉サービス事業所等に勤務しながら下記研修を修了し、継続して6か月以上就労している方が対象です。ただし、次の各号に該当する方は対象外です。</p> <p>(1) 令和7年9月以前に研修を修了した者</p> <p>(2) 勤務する障害福祉サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く。）</p> <p>(3) 給付金の支給対象資格を取得するために研修を修了し、既に令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>(4) 令和8年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>(5) 申請時に退職が予定されている者</p>
その他条件	<p>常勤専従を条件としている研修を除き、対象者は事業所等において定められている常勤従業者が勤務すべき時間数の半分以上を勤務していること。</p> <p>例として、事業所等において、常勤従業者が1週間に勤務すべき時間数を40時間としている場合は、週20時間以上勤務していることが条件となります。</p>
対象研修	<p>サービス管理責任者実践研修、児童発達支援管理責任者実践研修、相談支援従事者初任者研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）、喀痰吸引等研修（第1号研修、第2号研修、第3号研修）、高次脳機能障害支援養成実践研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修</p>
支給額	<p>30,000円/人 ※本給付金は、資格取得及び研修修了それぞれについて、一人1回を限度とします。</p>

支給の流れ



■ 申請書兼請求書は支給対象職員（申請者）がご自身で作成してください。事業所証明欄は法人・事業所が記入してください。申請者、法人ともに押印をお願いします。

■ 審査結果は書面で事業所に送付しますので、申請者にお渡しください。

提出書類

（申請時）

■ 「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）

■ 添付書類

<対象者1の方>

① 介護福祉士登録証の写し

② 振込先口座の通帳の写し（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ）

※申請者本人名義の口座に限ります。

<対象者2の方>

① 研修修了証の写し

② 振込先口座の通帳の写し（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ）

※申請者本人名義の口座に限ります。

<対象者3の方>

① 研修修了証の写し

② 振込先口座の通帳の写し（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ）

※申請者本人名義の口座に限ります。

【提出前に必ずご確認ください！！】

・ サービス管理責任者実践研修、児童発達支援管理責任者実践研修の場合

→ サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として常勤専従で配置されていることを、事業所から福祉指導監査課へ提出された「変更届」で確認いたします。

給付金を申請される際には、事業所から「変更届」が提出されているか必ず確認してください。

・ 高次脳機能障害支援養成実践研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の場合
→ 従事されている障害福祉サービス事業所等において加算を算定していることを、事業所から福祉指導監査課へ提出された「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」で確認いたします。

給付金を申請される際には、事業所から「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」が提出されているか必ず確認してください。

起算日	資格及び研修	起算日
	介護福祉士	第38回介護福祉士国家試験に合格後、資格登録された日
	ガイドヘルパー（同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動支援従業者養成研修、行動援護従業者養成研修）	研修修了後、各事業所において就労した日
	サービス管理責任者実践研修、児童発達支援管理責任者実践研修、相談支援従事者初任者研修	研修修了後、各事業所において配置された日
	喀痰吸引等研修（第1号研修、第2号研修、第3号研修）	研修修了後、「認定特定行為業務従事者認定証」を登録された日
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）、高次脳機能障害支援養成実践研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修	研修修了証に記載された日 ※高次脳機能障害支援養成実践研修又は医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了をもって、就労先の事業所において高次脳機能障害者支援体制加算又は要医療児支援体制加算が算定できる場合は、当該加算算定日
申請方法	郵送 もしくは 介護・福祉施設課 介護・福祉人材確保対策室（市役所本館3階）まで持参（申請書兼請求書を市のホームページからダウンロードしてください。）	
申請期限	令和9年3月31日（水）まで	
申請先 問合せ先	〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市健康福祉部 介護・福祉施設課 介護・福祉人材確保対策室 Tel.077-528-2803（直通） 平日9時～17時	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・総額が予算額を超える場合は、申請書の提出順に予算の範囲内で支給します。 ・予算額を超えた場合には、速やかにホームページ上でお知らせします。 	

〈申請手順〉

【1】申請の可否をご確認ください。

- ①支給対象者の要件を確認してください。要件を満たしている場合は直ちに申請いただけます。
 - ※ 申請時点で、資格登録日から継続して6か月以上就労している必要があります。
 - ※ 研修によっては別途条件がございますのでご確認ください。

【2】添付書類をご用意ください。

- ①各対象により提出書類が異なります。
- ②上記提出書類の〈対象者1の方〉〈対象者2の方〉〈対象者3の方〉をご確認ください。
 - ※本市から、勤務状況等の確認に必要な資料等の提出を求めた場合は、速やかに提出をお願いします。

【3】「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）を作成してください。

- ①様式の内容に従い必要事項を記入してください。
- ②事業所証明欄は法人・事業所名ともに記入してください。
- ③申請者、法人ともに押印が必要です。

【4】申請書兼請求書及び添付書類を郵送又は申請窓口まで持参してください。

- ①審査により支給を決定した場合、申請書兼請求書を受理した日から30日以内にご指定の口座に給付金を振込みます。

〈〈ご注意いただきたいこと〉〉

- ・提出前に必ず内容等に間違いがないかご確認ください。
- ・あて先に間違いがないようにご確認をお願いします。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、必要があればコピーをとり郵送してください。
- ・給付要件を満たさない申請は、本給付金を給付できません。給付しない旨通知します。
- ・虚偽や不正による受給が分かった場合は、給付金の返還を求められます。